

農業委員と推進委員が地域の農業組合と連携して耕作放棄地を解消した事例 [滋賀県大津市]

1. 地域農業の状況

- 大津市石居(いしずえ)2丁目は、大津の南部に位置し、大戸川から南に12haの水田が広がる平地地帯である。地元農家16戸と他地区からの入作農家10戸で、稲作を中心とした農業が営まれている。
- 大津市中心部をはじめ、京都や大阪にも近いことから兼業化と、相続、担い手の高齢化などによる後継者不足が年々深刻化していることに加えて、ほ場が未整備であることから、休耕した農地が、そのまま耕作放棄地に繋がってしまい、現在に至っている。



○ こうしたことから、田上地域では、石居地区を含む4地区合同での100ha規模のほ場整備の計画があり、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の面的集積の促進と、耕作放棄地の発生防止及び解消を図る方針である。

2. 荒廃農地再生利用の取組

取組主体	農業委員・推進委員・農業組合	地区名	石居地区
再生面積	82a	取組年次	平成29年～
作付作物	水稲	販路	

農業委員と推進委員が地元の農業組合と連携して耕作放棄地を解消

- 平成29年度に、農業委員・推進委員が、石居農業組合の協力を得て、休耕している農地や耕作放棄地の所有者を対象に意向確認を実施。所有者は、相続等で自作が困難であり、地域での耕作を希望しており、ほ場整備までの間、地域の農家が耕作または保全管理することで話をまとめた。
- 同時に、耕作放棄地の所有者に対しては、草刈作業の実施を要請。できない場合は、農業組合や農業委員会関係者による作業代行を提案。全員から作業代行の申し出を受けて、農業組合の組合員と農業委員・推進委員9名で、3月に草刈り作業を実施した。
- 草刈をした結果、組合員からは、昔のように周囲が見渡せるようになり、今後も保全管理作業に参加してもよいとの声が聞かれたため、今後も草刈を計画している。
- なお、当該地が再び放棄田とされない取り組みとして、石居地区組合員が、平成30年度では耕作しやすいほ場から稲作を再開しており、平成31年度には残りのほ場に大豆を作付けすることを検討している。
- ほ場整備が完了すれば、地域で営農組合法人を立ち上げ、農地中間管理事業を活用した農地の面的集積と、直売所を建設して直売をしていく構想がある。



解消前



草刈作業中



解消後